平成２７年（フ）第１１９６号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―1008号
債務者　平田　幸正
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７０号
大阪市平野区瓜破１丁目２番43号　オルト18瓜破403
債務者　石井　尚子（旧姓船井・大久保）
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８６号
大阪府門真市一番町25番１号、前住所大阪府門真市三ツ島４丁目７番21号
債務者　亀岡　和江
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９１号
大阪市生野区小路東１丁目７番19号　ＧＬＳ小路東401号
債務者　石山光枝こと　宋　　光枝
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９２号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号、前住所大阪府岸和田市下野町４丁目６番16―105号
債務者　魚本　茂克
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９５号
大阪市住吉区苅田６丁目18番12―310号
債務者　田之脇千智
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘201－Ｂ
債務者　堀口　光一
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７号
三重県伊勢市西豊浜町5437番地　市営住宅西豊浜団地77号室
債務者　渡辺　祐太
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
埼玉県川口市大字伊刈1055番地の13
債務者　高比良友香
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
埼玉県川口市芝西２丁目30番12号　ＳＫハイツ南浦和204号
債務者　飯田　範子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷610号
債務者　鈴木健太郎
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
埼玉県越谷市東越谷１丁目10番地５　リバーサイド秀和111号
債務者　田嶋さなえ
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目５番地２
債務者　福島　麻衣
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
静岡県富士宮市大岩685番地
債務者　内海　正明
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１５９号
名古屋市中村区長戸井町２丁目18番地の３
債務者　小二又裕之
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５６号
名古屋市天白区井口２丁目104番地　メゾン・ド・フランドル405号、従前の住所名古屋市南区桜台１丁目４番５号　ハイツ桜台102号
債務者　西田　雅弘
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９号
兵庫県伊丹市西台３丁目８番16―303号
債務者　本城　佳子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係